

18 核燃料税

(単位:件,千円)

	件数	課税標準	調定額
平成17年度	2	6,105,858	610,586
平成18年度	1	3,334,087	333,409
平成19年度	3	5,271,248	527,125
平成20年度	1	2,830,275	283,028
平成21年度	3	7,985,715	958,285
平成22年度	2	5,150,180	618,022
平成23年度			-
～	平成23年度から平成29年度まで課税実績なし		-
平成29年度			-
平成30年度	価額割	-	-
	出力割	3	6,465千kw
			105,595

(注) 平成29年度以前及び価額割の課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料の価額。

(注) 出力割は発電用原子炉の熱出力を課税標準とし、平成30年6月に導入。

一の課税期間を3か月としているが、平成30年度は初年度のため、3課税期間(7か月分)の税額となっている。

19 鉱区税

(単位:件,百アール,千円)

区分	総鉱区		非課税鉱区		課税対象鉱区		調定額
	件数	面積又は延長	件数	面積又は延長	件数	面積又は延長	
試掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
採掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区	-	-	-	-	-	-
	その他	29	6,330	-	-	30	6,592
砂鉱区	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区	1	31	-	-	1	32
	法第180条第1項第2号に規定する鉱区	-	-	-	-	-	-
計	30		0		31		2,619

(注)

1 「総鉱区」及び「非課税鉱区」欄については、年度末現在にて作成している。

2 「総鉱区」及び「非課税鉱区」欄の面積又は延長については実数を積み上げた後、百アール又は千メートル未満の端数があるときは、これを四捨五入し、「課税対象鉱区」欄の面積又は延長については、当該年度において課税した全ての鉱区(賦課期日以後において発生、消滅したものを含む。)について、法第180条第3項の規定により百アール(千メートル)未満の端数を百アール(千メートル)とみなした後の面積を積み上げている。したがって、「非課税鉱区」と「課税対象鉱区」の合計は「総鉱区」の数値と一致しない。

○ 事務所別内訳

(単位:件,百アール,千円)

区	分	大河原	仙台南	仙台中中央	仙台北	塩釜	北部	栗原	東部	登米	気仙沼	県計
試掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
採掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	件数	-	1	-	4	6	17	1	-	1	30
		面積	-	227	-	783	-	1,138	4,315	117	-	12
砂鉱区	河床に存するもの	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	件数	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
		面積	-	32	-	-	-	-	-	-	-	32
調定額		-	97	-	313	-	431	1,726	47	-	5	2,619

(件数,面積,延長は,当年度に課税したものについて記載した。)